

専門相談員派遣について

石川県教育委員会

1 目的

幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小・中・義務教育学校・高等学校からの要請に応じて、特別支援学校から専門相談員を派遣し、障害のある特別な支援を必要とする幼児児童生徒の相談・支援を行う。

<内容>

- ・発達障害等のある特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応について、教員等への相談・支援
- ・校内研修会での講師や校内委員会での助言等
- ・発達検査等の実施
- ※発達検査を実施する場合は、相談員の所属長の承認が必要

2 対象

県内の幼稚園や保育所(認定こども園を含む)、公立小・中・義務教育学校・高等学校

3 相談員

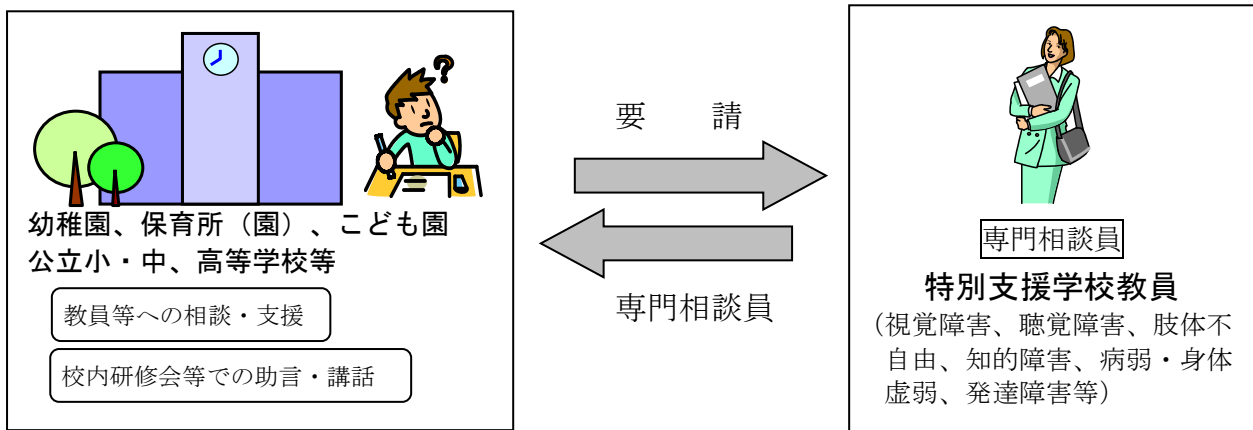
県立特別支援学校の相談担当者

4 相談区域

県立特別支援学校の担当する区域 (別紙参照)

5 相談の申込み

- ①申込みをする幼稚園長、保育所(園)長、校長は、あらかじめ電話で特別支援学校へ相談内容や派遣依頼の連絡をする。
- ②特別支援学校は依頼内容を確認の上、派遣する相談担当者を決定し、依頼校に連絡をする。
- ③その後、幼稚園長、保育所(園)長、校長から特別支援学校長に派遣依頼書(別紙様式)を送付すると同時に、公立幼稚園、小・中・義務教育学校からの相談の場合は、派遣依頼書(写)を所管の市町教育委員会に郵送する。
- ④決定した日に相談担当者が学校等を訪問する。



◇相談の申込み

